# 政　令

海上運送法施行令及び造船法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百十号**

海上運送法施行令及び造船法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上運送法施行令の一部改正）

**第一条**　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条の二十五第一項第一号」を「第三十九条の二十六第一項第一号」に改める。

第二条中「第三十九条の二十五第四項第一号」を「第三十九条の二十六第四項第一号」に改める。

第三条中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の二十四」に、「第三十九条の三十四第二項」を「第三十九条の三十五第二項」に改める。

（造船法施行令の一部改正）

**第二条**　造船法施行令（令和三年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改める。

第二条中「第十七条第四項第一号」を「第十八条第四項第一号」に改める。

第三条中「第十五条」を「第十六条」に、「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

**附　則**

この政令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄